主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人石井政之助の上告趣意(後記)は、第一審判決の事実誤認を主張するに過ぎないものであるから、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年八月九日

最高裁判所第一小法廷

判-	長裁判官	鵉	藤	悠		輔
	裁判官	澤	田	竹	治	郎
	裁判官	眞	野			毅
	裁判官	岩	松	Ξ		郎